

抵当権抹消登記の申請手続の御案内

平成27年11月 金沢地方法務局不動産登記部門

お知らせ

平成27年11月2日から、抵当権の抹消の登記の申請をするときは、登記申請書に抵当権者である金融機関の会社法人等番号の記載が必須となります。ただし、金融機関の代表者の資格を確認することができる「作成後1か月以内の登記事項証明書」を添付した場合には、会社法人等番号の記載は不要です。なお、登記申請に必要な添付書類は、下記（注1）をご覧ください。

平成27年10月30日 受付分まで	➔	平成27年11月2日 受付分から
金融機関の代表者の 登記事項証明書を添付		金融機関の会社法人等 番号を記載（注2）

（注1） 抵当権抹消登記の申請書には、次の①、②及び③の添付が必要です。

なお、抵当権設定後に、銀行の商号・本店等に変更がある場合には、④も必要となる場合があります（注3）。

- ① 登記原因証明情報（銀行作成の解除証書など）
- ② 委任状（銀行作成の委任状。例えば、①及び②の作成日欄が空欄になっているなど不備があると登記をすることができませんので、銀行に御確認ください。）
- ③ 登記識別情報・登記済証（抵当権設定当時の書類で銀行から提供されたもの）
- ④ 変更証明書（銀行から貸与された閉鎖登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本等）

（注2） 石川県内に本店を持つ金融機関等の会社法人番号は以下の一覧のとおりです。

(株)北國銀行	2200-01-7709	石川県信用農業協同組合連合会	2200-05-1293
金沢信用金庫	2200-05-2114	石川県農業信用基金協会	2200-05-2210
北陸信用金庫	2200-05-2119	金沢市農業協同組合	2200-05-1278
鶴来信用金庫	2200-05-2112	金沢中央農業協同組合	2200-05-1279
興能信用金庫	2200-05-6028	野々市農業協同組合	2200-05-3170
のと協栄信用金庫	2200-05-5119	白山農業協同組合	2200-05-3167
金沢中央信用組合	2200-05-1744	松任市農業協同組合	2200-05-2674
北陸労働金庫	2200-05-2121	石川かほく農業協同組合	2200-05-6920
石川県信用保証協会	2200-05-2197		

（注3）平成24年5月20日以前に、組織変更や管轄外への本店移転を行っている場合、その登記簿は閉鎖され、閉鎖されると会社法人番号は変更されることとなっていました。このような場合は、会社法人番号の記載に加え、閉鎖された登記簿に記載された変更事項の提供が必要となりますので、④の証明書等が必要となります。

登記の申請には2つの方法があります。詳しくは裏面へ↓

1

司法書士に委任する方法

石川県司法書士会のホームページにおいて、最寄りの司法書士を検索することができます。また、石川県司法書士会では、電話又は面談による無料登記相談を随時行っています。詳細については、同会のホームページで確認することができます。

2

抵当権抹消登記をご自身で申請する方法

1 登記申請書をご自身で作成し、添付書類と一緒に不動産を管轄する法務局に提出する必要があります。

(1) 申請書の書き方については、「法務局ホームページ」の「不動産登記申請書等様式」に申請書の様式を掲載していますので、ご利用ください。

【法務局ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>

(2) 登記申請に必要な添付書類については、表面（注1）をご覧ください。

(3) 抵当権抹消登記を申請する前に、所有者の住所・氏名の変更登記又は抵当権移転登記が必要な場合があります。

2 登記相談予約サービスについて

法務局で登記の申請に関するご相談をご希望される場合は、事前に登記相談窓口で電話等で相談日時をご予約の上、お越しいただきますようお願いいたします。詳しくは、金沢地方法務局ホームページをご覧ください。

【金沢地方法務局ホームページ】

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/index.html>

予約及びお問合せ先（管轄する本局・支局）

○金沢地方法務局本局	電話：076-292-7827
○金沢地方法務局小松支局	電話：0761-22-6301
○金沢地方法務局七尾支局	電話：0767-53-1720
○金沢地方法務局輪島支局	電話：0768-22-0426